

様式第 1 号

団体経由産業保健活動推進助成金交付申請書

独立行政法人労働者健康安全機構理事長 殿

申請日 年 月 日

団体経由産業保健活動推進助成金支給要領第 5 条第 1 項に基づき、下記のとおり申請します。

記

所在地	〒	
フリガナ 団体の名称		
代表者	役職	フリガナ 氏名
担当者	役職	フリガナ 氏名
問合せ先	電話番号	
	メールアドレス	

助成金申請額	円
--------	---

※産業保健サービス費用（予定額）及び産業保健サービス提供に係る事務費用（予定額）の合計に 9 / 10 を乗じた額又は 5,000,000 円（都道府県事業主団体の場合は 10,000,000 円）のうち少ない額。

【事務処理欄】

受付 No (記入不要)	
-----------------	--

支給要件確認書

1 申請事業主団体等について

(1) 分類 (①～④)を選択してください。また、①又は②を選択した場合は、ア～チも選択してください。	① 事業主団体 ② 都道府県事業主団体 ③ 共同事業主 ④ 特別加入団体 ア 事業協同組合    イ 事業協同小組合    ウ 信用協同組合 エ 協同組合連合会    オ 企業組合    カ 協業組合 キ 商工組合    ク 商工組合連合会 ケ 都道府県中小企業団体中央会    コ 全国中小企業団体中央会 サ 商店街振興組合    シ 商店街振興組合連合会 ス 商工会議所    セ 商工会    ソ 生活衛生同業組合等 タ 一般社団法人又は一般財団法人    チ その他事業主団体																																
(2) 事業主団体等の活動内容の概要																																	
(3) 事業主団体等の主たる労働保険番号													-																				
(4) 事業主団体等の主たる法人番号(※)																																	
(5) 構成事業主(詳細は別添のとおり)	① 事業主団体等の全ての構成事業主数 <span style="float: right;">事業主</span> ② 上記①のうち、次表のア又はイのいずれかに該当する中小企業事業主の数をそれぞれ記入してください。 <table border="1" data-bbox="517 1420 1436 1727" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">要件 業種</th> <th style="text-align: center;">ア：資本金又は出資額の総額</th> <th style="text-align: center;">イ：常時使用する労働者の数</th> <th style="text-align: center;">事業主数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 下記以外の産業</td> <td style="text-align: center;">3億円以下</td> <td style="text-align: center;">300人以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 卸売業</td> <td style="text-align: center;">1億円以下</td> <td style="text-align: center;">100人以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ サービス業</td> <td style="text-align: center;">5千万円以下</td> <td style="text-align: center;">100人以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 小売業</td> <td style="text-align: center;">5千万円以下</td> <td style="text-align: center;">50人以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>													要件 業種	ア：資本金又は出資額の総額	イ：常時使用する労働者の数	事業主数	① 下記以外の産業	3億円以下	300人以下		② 卸売業	1億円以下	100人以下		③ サービス業	5千万円以下	100人以下		④ 小売業	5千万円以下	50人以下	
要件 業種	ア：資本金又は出資額の総額	イ：常時使用する労働者の数	事業主数																														
① 下記以外の産業	3億円以下	300人以下																															
② 卸売業	1億円以下	100人以下																															
③ サービス業	5千万円以下	100人以下																															
④ 小売業	5千万円以下	50人以下																															
(6) 振込を希望する金融機関について																																	
金融機関名					支店名																												
口座の種類	普通 ・ 当座				口座番号																												
口座名義 (カタカナ)																																	

(※) 個人事業主、民法上の組合等の場合は記載不要。

2 その他の要件等

<p>(1) 本交付申請の提出日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度において、労働保険料を滞納している</p>	<p>滞納していない 又は 該当しない</p> <p>・ 滞納している</p>
<p>(2) 本助成金に係る交付申請書又は支給申請書の提出日から起算して過去3年間に、労働者災害補償保険法第3章の2(本助成金を含む。)又は雇用保険法第4章の規定により支給される給付金について、不正受給を行っている</p>	<p>行っていない</p> <p>・ 行った</p>
<p>(3) 暴力団関係事業主に該当する</p>	<p>該当しない</p> <p>・ 該当する</p>
<p>(4) 過去1年間に、労働関係法令違反がある</p>	<p>ない</p> <p>・ ある</p>
<p>(5) 倒産している</p>	<p>倒産していない</p> <p>・ 倒産している</p>
<p>(6) 同一年度に、同一の措置内容に対して国又は地方公共団体からの他の補助金(間接補助金を含む。)の交付を受けている(ただし、令和5年4月から9月最終営業日までに本助成金の交付申請を行った事業であって、その後交付決定を受けた事業は除く)</p>	<p>いいえ</p> <p>・ はい</p>
<p>(7) 以下に該当する場合、交付決定又は支給決定が受けられないことについて理解した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一年度に、同一の事業主が、共同事業主を複数構成する(同一年度に、事業主団体が、他の事業主団体等と共同で事業を実施する場合も同様)</li> <li>・ 同一年度に、事業主団体が、単独で事業を実施し、かつ、他の事業主団体等と共同で事業を実施する</li> <li>・ 交付申請書により申請した産業保健サービスを、傘下の構成事業主に対して実施しない</li> </ul>	<p>はい</p> <p>又は</p> <p>該当なし</p> <p>・ いいえ</p>
<p>(8) 不正受給を理由に交付決定を取り消された場合、独立行政法人労働者健康安全機構(以下「機構」という。)が事業主団体等又は特別加入団体の名称等を公表することに同意する</p>	<p>はい</p> <p>・ いいえ</p>
<p>(9) 申請日が属する年度内に、既に本助成金の交付決定又は支給決定を受けている(ただし、令和5年4月から9月最終営業日までに交付申請を行った事業であって、その後交付決定を受けた事業は除く)。</p>	<p>いいえ</p> <p>・ はい</p>

## 構成事業主一覧（※）

	事業場名	所在地	①常時使用する 労働者の数	③業種（日本標準産業 分類の中分類を記入）
			②資本金の額又は 出資の総額	
1		〒	人	分類番号： 分類項目名：
			円	
2		〒	人	分類番号： 分類項目名：
			円	
3		〒	人	分類番号： 分類項目名：
			円	
4		〒	人	分類番号： 分類項目名：
			円	
5		〒	人	分類番号： 分類項目名：
			円	
6		〒	人	分類番号： 分類項目名：
			円	
7		〒	人	分類番号： 分類項目名：
			円	
8		〒	人	分類番号： 分類項目名：
			円	
9		〒	人	分類番号： 分類項目名：
			円	
10		〒	人	分類番号： 分類項目名：
			円	

（※）申請日時点における、全構成事業主について記載すること。必要に応じて行を追加すること。また、複数の団体より構成される場合は、当該団体別に構成事業主一覧を作成すること。ただし、本構成事業主一覧については、上記の事項が含まれているものであれば、任意の様式により提出しても差し支えない。なお、労災保険の特別加入団体については、本資料の添付は不要である。